

■ 建築確認検査手数料一覧

建築確認申請等の審査手数料は下表のとおりです。詳しくは、建築住宅課又は各土木事務所へお問い合わせください。
 ※民間の建築確認申請機関の手数料については、直接その機関にお問い合わせください。

令和7年4月1日現在

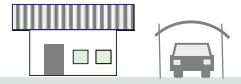
建築物等	申請種別		面積区分(㎡)	手数料(円)		
建築物	確認申請		0~30	10,000		
			30超~100	20,000		
			100超~200	32,000		
			200超~500	46,000		
			500超~1,000	48,000		
			1,000超~2,000	71,000		
			2,000超~10,000	207,000		
			10,000超~50,000	311,000		
			50,000超~	531,000		
			建築物省エネ法の審査の加算額 ※仕様基準の審査のみが対象 ※加算額の算定は、当該審査を要する部分の床面積による	戸建て住宅	0~200	18,000
					200超~	19,000
				共同住宅	0~300	32,000
					300超~2,000	56,000
					2,000超~5,000	101,000
		5,000超~	152,000			
	中間検査		0~30	13,000		
			30超~100	16,000		
			100超~200	22,000		
			200超~500	28,000		
			500超~1,000	49,000		
			1,000超~2,000	66,000		
			2,000超~10,000	147,000		
			10,000超~50,000	222,000		
			50,000超~	407,000		
			完了検査	中間検査無し	0~30	19,000
					30超~100	24,000
					100超~200	35,000
					200超~500	50,000
					500超~1,000	53,000
	1,000超~2,000	74,000				
	2,000超~10,000	178,000				
	10,000超~50,000	260,000				
	50,000超~	455,000				
中間検査有り	0~30	13,000				
	30超~100	16,000				
	100超~200	22,000				
	200超~500	30,000				
	500超~1,000	52,000				
	1,000超~2,000	69,000				
	2,000超~10,000	161,000				
10,000超~50,000	252,000					
50,000超~	445,000					
建築物省エネ法の検査の加算額 ※要確認特定建築行為及び要 通知特定建築行為が対象 ※加算額の算定は、当該検査を 要する部分の床面積による		0~500	4,000			
		500超~1,000	6,000			
		1,000超~2,000	9,000			
		2,000超~10,000	18,000			
		10,000超~50,000	32,000			
		50,000超~	50,000			
工作物 (昇降機以外)	確認申請		12,000			
	計画変更		6,000			
	中間検査		—			
	完了検査		12,000			
昇降機・建築設備	確認申請		11,000			
	計画変更		7,000			
	中間検査		—			
	完了検査(中間検査無し)		16,000			
	完了検査(中間検査有り)		—			

【お問い合わせ先】

建築住宅課	建築指導担当	TEL:0952-25-7165
佐賀土木事務所	建築課	TEL:0952-24-4369
東部土木事務所	建築課	TEL:0942-83-4398
唐津土木事務所	建築課	TEL:0955-73-2865
伊万里土木事務所	管理課	TEL:0955-23-4721
杵藤土木事務所	建築課	TEL:0954-22-4185

建築確認検査手数料の算定例

例 1



190㎡の平屋戸建住宅と20㎡のカーポート（計210㎡）を別棟で新築

※カーポートは開放性が高いため省エネ法適用外です。

※190㎡の平屋戸建て住宅は特例により省エネ法の審査は省略が可能ですが、基準への適合は必要です。

○確認申請手数料

46,000円 + 0円 = 46,000円

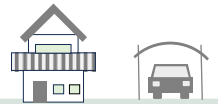
(建築基準法の審査 210㎡) (省エネ法の加算額 特例により審査省略)

○完了検査手数料（中間検査なし）

50,000円 + 0円 = 50,000円

(建築基準法の検査 210㎡) (省エネ法の加算額 特例により審査省略)

例 2



190㎡の2階建戸建住宅と20㎡のカーポート（計210㎡）を別棟で新築

※カーポートは開放性が高いため省エネ法適用外です。

○確認申請手数料

パターン1 省エネ法の審査を仕様基準とした場合

46,000円 + 18,000円 = 64,000円

(建築基準法の審査 210㎡) (省エネ法加算額 住宅 190㎡の審査手数料)

パターン2 省エネ法の審査を長期優良住宅の認定とした場合

確認済証の交付前までに長期優良住宅の認定書又は長期使用構造等の確認書の提出が必要

46,000円 + 0円 = 46,000円

(建築基準法の審査 210㎡) (省エネ法加算額 長期優良の認定により審査)

パターン3 省エネ法の審査を標準計算法（省エネ適判）とした場合

確認済証の交付前までに省エネ適合判定通知書の提出が必要

46,000円 + 0円 = 46,000円

(建築基準法の審査 210㎡) (省エネ法加算額 省エネ適判により審査)

○完了検査手数料（中間検査なし）

50,000円 + 4,000円 = 54,000円

(建築基準法の検査 210㎡) (省エネ法加算額 住宅 190㎡の検査手数料)